

共同デスク 12号 (2018年3月26日)

東京国公だより 21号

関ブロニュース 21号

【電話】03-3501-6973

【FAX】03-3500-4391

【Eメール】

office@tk-kokko.org

URL: <http://tk-kokko.org/>

公文書の改ざんなど絶対にあってはならない！主権在民の否定です

公文書管理法

第一条 (目的)

この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、**国民主権の理念にのっとり**、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

3月27日の昼休み霞ヶ関・虎ノ門デモをメインとした共同行動第二弾もきつちりやり抜きましょう！
国政レベルでは、「決裁文書の改ざん」問題で安倍暴走政治にピリオドを打

年度末の何かとお忙しい毎日と思えます。そんな中ですが、官民共同行動第二弾が3月27日(火)に実施されます。
この間2月2日の学習会「教室から見える子供の貧困」、2月16日の官民共同前夜祭、2月22日には第一弾の行動、いずれも大成功をおさめました。

明日(27日)官民共同行動第二弾お昼の休みは霞ヶ関・虎ノ門デモ



てる情勢にあります。この勢いに乗じて、労働法制大改悪も断念させましょう！
「改ざん」問題の関心は高く、この間東京国公には



昨年の官民共同第二弾霞ヶ関・虎ノ門デモ

ジャーナリスト4名からの問い合わせがありました。また国公労連、鎌田一書記長談話（東京国公HPのトップページに掲載）も大きな反響を呼んでいます。

この問題は国民主権を

ないがしろにするとうんでもない「悪行」と言えます。安倍政権を追い詰めるがら、国民・労働者の要求も前進させましょう！ 3月27日は大いに奮闘しましょう！



連日の行動

左は26日の労働法制改悪反対の国会前行動。右下は25日8000人を集めた新宿大宣伝。左下は「さよ



なら原莞」12000人集会。代々木公園（21日）

学校法人「森友学園」に国有地が格安で払い下げられた問題をめぐって、国会に提出された資料も含めて改ざんされた疑惑を財務省もついに認めました。これは国家公務員の職場では驚愕的出来事であり、行政と国家公務員への信頼を地の底まで突き落とすものです。

国会に提出された公文書を改ざんすることは、まさに国権の最高機関である国会と国民を愚弄し、国民主権そのもの否定するものとして私たちは断じて容認するわけにはゆきません。この行為は公文書偽造に問われますが、財務省・理財局官僚がその罪に服して済む問題ではないことは論を待ちません。徹底解明を求める運動は、民主主義と国民主権を守るため運動です。

公文書改ざん問題の整理

1、公文書改ざん疑惑のある公文書って？

A 森友学園に国有地を売却した 2016 年 6 月当時、財務省近畿財務局が局内で決裁を受けるために作成した文書です。森友学園の土地取引問題が発覚した 17 年 2 月以降、国会議員に開示されましたが、交渉の経緯などを記した部分に違いがあると報道され、書き換えた疑惑が指摘されています。

2、どんな罪にあたる可能性があるか？

A 今回のケースで刑事責任を問われるとすれば、主に想定されるのは、刑法の虚偽公文書作成罪か公用文書毀棄（きき）罪です。決裁済みの公文書に手を加えてうその内容にすれば虚偽公文書作成罪。内容がうそとはいえない場合でも一部を削除していれば公用文書毀棄罪が成立する可能性があります。一方、行政文書の適切な作成、保存、公表などについて定めた公文書管理法には罰則規定がありません。

3、文書を書き換えたのなら、通常は公文書偽造罪ではないのか？

A 公文書偽造罪は、公文書の作成権限がない人が偽造をした場合に限られ、作成権限のある人が一人でも関わっていれば成立しないとされています。

4、誰が罪に問われるのか？

A 実際に公文書を書き換えた人に限らず、指示をした上司や了承した幹部も罪に問われる可能性があります。問題はだれが刑法上の罪に問われなければならないかより、公文書は、国や自治体の行政に関して、国民に正確に説明する責務を果たすための重要な資料で、「民主主義の根幹を支える知的資源」と位置付けられていますから、今回で言えば国政の最高責任者が説明責任を果たし、辞職することが求められています。つまり安倍首相その人です。